

日本記者クラブ会報

記録版

東京都千代田区内幸町二丁目十一
日本プレスセンタービル
©社団法人 日本記者クラブ
電話 03-3112-7333

◇記者会見（2003年1月16日）

民間の英知と活力を結集し 一気呵成にすすめたい

谷垣禎一
産業再生担当相



産業再生機構法案が国会に提出された。年度内成立を目指すが、トップ人事も難航。機構の行方を決定づける第一号企業の姿も見えてこない。「不良債権の塩漬け機関」との批判にどうこたえていくのか。国会での審議入りを前に、谷垣担当相は、再生機構の役割や取り組みについて基本的な認識を語った。

える仕組みをつくつていかなければなりません。そういう思いで、今、作業をしています。

こうしたことに加えて、不良債権問題等による金融の仲介機能の低下や株安といったことが、マインドを冷え込ませ、マクロ経済に悪影響を与えている。ですので、不良債権処理を加速して問題の解決に道筋をつけることが必要だと、竹中大臣が苦労をされている状況です。

れでお話をさせていただきます。

金融と産業の両面から改革を

初めに、産業再生とは何かということです。今の日本経済をどう見るかはいろいろ議論もあるかと思いますが、私は、平成十二年の後半以降、アメリカ経済の減速もあり、悪化を続けてきたと思っています。昨年に入つて、その悪化のテンポが次第に弱まって、景気は底入れしたかなと見られたわけです。

その後、持ち直しの動きがやや緩やかとなり、米国経済の先行き懸念や株価の低迷もあって、景気の先行きは大変不透明になつてきています。

そこでまず、産業再生をどういうものとしてとらえるか。そして、それに対する政府の取り組みがどうなっているのか。そういう中で、産業再生機構をどのようなものにしていくとしているのか。きょうは、そういう流れをみますと、スピードと柔軟性を持った、使

9ページ
「2003年経済見通し」研究会
厳しさ増す倒産の実情

熊谷勝行 帝国データバンク情報部長

しかし、日本経済を再活性化していくためには、金融サイドからの改革だけでは不十分である。同時に、産業サイドの改革も必要である。国際競争力をどう取り戻していくか、それに真剣に取り組んでいくことが重要だと思います。

我が国の産業には、長引くデフレなどの影響によって、二つのレベルの問題があるわけです。第一に、個々の企業レベルでの過剰債務問題。二番目に、個々の企業レベルを超えた、特定の産業分野における過剰供給構造といつた、いわば構造的な問題。こういう二つのレベルがあろうかと思います。

ですので、我が国の産業の再活性化を図っていくためには、不良債権処理を加速する、そして金融仲介機能の回復を図るということと同時に、産業サイドにおける、二つの過剰問題にどう取り組んでいくかということが重要ではないかと思います。

将来における収益性に着目

もう少し具体的に申し上げます。第一には、個々の企業レベルにおいて十分な競争力があり、そういう意味でコアとなる事業、そういう有用な経営資源を、過剰な債務を抱えている不採算部門から、できるだけ速やかに

切り離すことです。それによつて、事業、企業の再生を講じていく。

第二に、構造的に供給過剰が生じている事業分野については、不採算部門からの撤退や部門の縮小を、個々の企業単位だけではなくて、企業の壁を超えた再編にまで踏み込んで進めていく。そして過剰供給構造を是正していくことです。そういう意味で、狭義の産業再生を講じることが必要だと思っています。

この二つを推し進めていくことが、我が国経済の再活性化、言い換えれば、広義の産業再生につなげていくことになるのではないかと思います。

その際に私どもが重視していくことは、企業というよりも、それぞれの有用な経営資源、事業に着目をしてやつていくということです。過去の実績による企業規模とか、あるいは持つてある不動産の価値に着目するのではなくて、将来におけるその事業の収益性に着目していくことが必要ではないかと思いま

力ギはスピードと市場からの信頼

次に、産業再生に政府としてどう取り組むかということですが、ポイントは三つあると考へています。

第一は、スピードです。今の日本経済と世界経済の動向にかんがみた場合、企業あるいは産業の再生は、長い時間をかけてやるようなことではない。一気呵成に進めたい。

第二が、産業的視野とでも申しましようか、個別の企業が再生するというだけではなくて、その企業の壁を超えた業界全体を再編していくことを通じて、産業全体の競争力を強化していく。そういうものにつながつていこうようにやっていかなければいけない。

第三点は、市場からの信頼です。企業の再

不良債権が新規に発生していることが要因の一つです。

ですので、不良債権処理を進めていくためには、既存の不良債権への対応と同時に、経営状態が悪化しつつある事業の再生に早い段階で着手して、新たに不良債権が生じていくことを防ぐ必要がある。そういう意味合いにおいても、産業再生に馬力をかける必要がある。産業再生を、私どもはこのようにとらえて作業をしています。

生に当たりましては、官が再生するんだとうお墨付きを与えるも、市場がそれを信認しないことには、うまくいかないのだろうと思います。この面では政府として取り組みを進めていく場合にも、民間の知恵、経験、英知といったものが、再生プランづくりを主導していくことを念頭に置いていきたいと思っています。

そこで昨年十一月に、小泉総理を本部長とする、産業再生・雇用対策戦略本部を設置しました。そして十二月十九日に、過剰債務企業が抱える優良な経営資源の再生と、過剰供給構造を解消するための産業再編の促進という、二つの重要課題への基本的な考え方や措置等を明らかにした「企業・産業再生に関する基本指針」を決定しました。

このように、政府一体として産業再生に取り組むわけですが、その取り組みの一環として、産業再生機構が設置されることになったわけです。

そこでまず、今、申しあげた基本指針について簡単にご説明して、その後、産業再生機構の大枠についてお話をさせていただきたいと思います。

中小企業支援も幅広い施策で

基本指針の全体像ですが、二つの柱からでています。一つは「産業活力再生特別措置法」、いわゆる「産業再生法」の抜本的改正です。もう一つの柱が、私が担当する「産業再生機構」の設立です。

産業再生法の抜本改正につきましては、平沼経済産業大臣のもとで、経済産業省が精力的に取り組んでいます。その内容は、大きく分けると三つだらうと思います。

まず第一に、過剰債務構造にある個々の企業が再生の計画を立て、その計画の終了時点において、「生産性向上基準」あるいは「財務健全化基準」——これについては、また後で申しあげますが——を満たす場合には、事業再構築計画に基づく政策支援をしていこうというものです。これは個々の過剰債務構造にある企業の問題です。

二つ目は、それぞれの企業ではなくて、企業再生ファンドとか、あるいは他の事業会社などが、過剰債務企業を抱えて氣息奄々（えんえん）としている場合、その企業を再生可能だと判断して、買収して再生していくような際に、支援をしていこうというものです。まだ仮称ですが、経営資源再生計画という名

前のもとに、さきほど説明したものとは若干異なる指標を用いた「生産性向上基準」と「財務健全化基準」を満たせば、支援をしていこうということです。

三番目は、一つ一つの企業ではなくて、ある事業分野が過剰供給構造であると認定された場合に、その事業分野に属する複数の事業者が共同で事業の再編を行っていこう、そして計画期間の終了時点で、過剰供給構造の指標が改善されて、その分野における適正な競争が確保されているような条件が整った場合には、共同事業再編計画（仮称）に基づいて政策支援の対象としていこうというものです。すなわち、個々の企業が努力をする場合、そして再生ファンドや事業会社が買収してやるような場合、さらに複数の企業が事業再編などをする場合、こういう三つの場合に分けた、政策支援のスキームをつくっているわけです。こういう政策支援をする場合に、商法の特例措置あるいは税制上の優遇措置といった支援を受けることができる。そういうスキームです。

この基本指針の中には、今、申しあげた産業再生法の抜本改正以外にも、新たな事業再生の仕組みを整備するために、官民で取り組むべき事項について早期事業再生ガイドラインをつくるとか、企業・産業再生に当たつて

の雇用面での手当てを考慮するとか、あるいは合併・再編していく場合の独禁法の企業結合審査の一層の迅速化、あるいは手続の明確化といったような手法も含まれているわけです。

さらに、こういうことを進めていく場合に、中小企業の再生支援はどうするんだということがあるわけです。中小企業の再生支援は、数が多いし、業種・企業形態も多種多様ですから、そういう中小企業の特性を踏まえた柔軟な対応が必要になるわけです。もちろん中小企業でも、過剰債務問題と過剰供給構造問題という二大課題への対応は必要ですが、それとも、それ以外にも、幅広い施策が活用可能でないといけない。

そこで、経営革新支援法に基づくいろいろな支援措置あるいは中小企業地域再生協議会（仮称）の創設とか、あるいは中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証とか、あるいは支援を開始した後の段階の、いわゆるDIP保証といったような方策を実施していくことになります。

以上が基本指針の全体像です。つぎに私が担当しております産業再生機構の大枠に移らせていただきます。

そして、機構の創設につきましては、預金保険機構の出資を得ることとしております。これは機構が、事業の再生を通じた産業再生

安易な「延命機関」にはならない

まず、産業再生機構の位置づけと役割についてです。

組織形態は、業務運営の基本方針や役員の選任等に関しまして、一定の政府の関与を伴う株式会社にしようと思っています。これは機関が二面的な性格を持たざるを得ないからです。

先ほど申しましたように、再生に当たりましては、民間の英知や活力を集めたい。私どもは、調整者として中立的な立場で事業再生に関する難しい判断を行うのですが、これはやはり民間的な側面が重視されなければならぬわけです。しかし、それだけでは足りません。政府による借入保証や損失補てんと、いうものを付しまして、産業政策との連携を図りながら、場合によれば国民負担につながる可能性もあるという、難しい判断をしなければならない。そういう意味で、特殊法人的な性格も持っている。したがいまして、一定の政府の関与のある株式会社ということになりました。

と同時に、不良債権処理を通じた信用秩序の維持ということにも働くわけで、信用秩序の維持を目的としている預金保険機構からの出資を得ることにしたわけです。

出資額は最大限一千億円程度と考えています。年度内の借入金の借り換え、利払いも勘案しまして、平成十五年度予算では、最大限千五百億円の政府保証枠を用意しています。

そして、こうして創設された機関を、中立な調整者として働くことによって企業の再生を加速するための機関だ、と位置づけているわけです。具体的には、債権者間の利害調整が困難であったり、いろんな関係者がいて話がまとまらないかたり、民間だけでは解決が困難だけれども、再生可能な経営資源をきちんと持っている案件に関しまして、たくさんある利害関係者をできるだけ集約していくということです。すなわち、債権の集約化をして、中立的な調整者として企業の再生を加速するわけです。

もちろん企業再生は、本来は民間の力によつて自律的に行われることが望ましいわけです。ですから、機関の活動に当たりましては、企業再生マーケットの育成ということも視野に置く必要があろうかと思われます。民間の英知や活力を最大限活用して、機関の活動を通じて、貸出債権市場の発展や企業再生ビ

ジネス、あるいはこれに関する人材が育成されていくことを期していければと考えております。

また、機構の活動に当たりましては、単なる企業の延命を図るということではいけない。また、過剰供給構造となっている事業分野に属する企業については、その事業分野の再編も視野に入れた再生を図っていくことも当然だろうと思います。

それから、機構の円滑な業務遂行あるいは金融システムの健全性、安定性を維持していくためには、金融当局や預金保険機構あるいは整理回収機構との緊密な連携も必要である

うと思います。現在は準備段階ですけれども、すでについた機関とは緊密に連携をとり、意見交換しながら作業を進めているところです。

それから、民間の英知、活力を結集するという観点から、金融界や産業界から、相当規模の専門家を派遣していただくようになっております。可能な限り、民間部門の人的あるいは資金的な支援を得て行いたいと思つてます。政府としては、資金調達に対する政府保証の付与といったことも含めて、人的、財政的な支援を行うということです。

円滑な再生を図つていくためには優秀な人材を確保することが必要です。というより、

これが一番のポイントになるわけです。そのためには、給与体系あるいは人員体系も、官僚的な組織にしてしまってはうまくいかない。市場の実情を踏まえ、株式会社の特性を生かした、柔軟なものにしていく必要があると思っています。

機構の組織のあり方に関しては、以上のようなことを考えています。

次に、運営の基本的な考え方について申しあげたいと思います。

メインバンクとの協働で再生加速

機構は、金融機関におきまして、必ずしも要管理先に限るわけではありません。が、主として要管理先などに分類されている企業のうち、メインバンクとその企業間で、再建計画が合意されつつあるといつたような理由

で、再生可能だと判断ができる企業の債権を、適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取りたいと思っております。

私は自身も、中立な、第三者として再生を加速していくことが、機関の一番の役割であろうと、認識しています。

そして、企業再生策の策定に当たりましては、メインバンクの情報であるとか、ノウハウ、あるいは資金、人材といったものを最大限活用することは当然です。けれども、それと同時に、民間の再生ビジネス関係者の力も最大限使つていきたいと思っています。お役所仕事ではうまくいかない。これは大変重要なポイントであると思っています。

では、再生機構のやることは、法的整理な

再建を推進していきたいと思います。

私自身も、企業再生ビジネスの関係者から、いろいろとお話をうかがつてきました。

特に関係金融機関の数が多い場合には、いろいろ疑心暗鬼が生じたりして、その間の調整がうまくいかない。そこでいろいろやつている間に、ミカン箱の中で腐ったミカンが周りにうつっていくように、悪化をしていく、劣化が進んでいくというケースが多いと聞いております。

おられます。

ですから、再生機構という中立的な第三者がその間に入つて調整することで、再生の計画が進んでいくのではないか、と関係された方々からも、大きな期待が寄せられていると私は感じております。

私は自身も、中立な、第三者として再生を加速していくことが、機関の一番の役割であろうと、認識しています。

そして、企業再生策の策定に当たりましては、メインバンクの情報であるとか、ノウハウ、あるいは資金、人材といったものを最大限活用することは当然です。けれども、それと同時に、民間の再生ビジネス関係者の力も最大限使つていきたいと思っています。お役所仕事ではうまくいかない。これは大変重要なポイントであると思っています。

のか私的整理なのか。そういうことでいえば、私的整理になるわけですけれども、必要に応じて、高木新二郎独協大教授のもとでつくっていたいた私的整理ガイドラインとか、場合によつては民事再生法あるいは会社更生法といった法的整理も利用していく必要があると思つております。

日本では従来、法的整理になると「破綻だ」といつて、ネガティブなイメージで扱われる傾向が強かつた。けれども最近では、そういう法的手段を使つて、立派に再生の実績を上げている例がかなり出てきています。

先ほど申しあげた、競争力のある事業の再生が本来の目的であるということを考えますと、こういう法的整理の手法を通ずるというのには、二次的といえは二次的なのですが、場合によつては、こういった手段の活用も必要であると考えております。

そして、再生計画の実施に当たりましては、必要に応じて政府系金融機関の出・融資の活用や債務の株式化といった手法も活用していきたいと思つております。

こうした形で再生計画を実施いたしますが、最終的には、保有債権あるいは株式等の譲渡も含めて、最適な処分を行つていきます。つまり、機構がいつまでも持つて、塩漬けにするということではない。

それから機構の機能として、債権の買い取り以外に、再生企業への追加融資あるいは出資、信託、保証機能といったものを備えるよう、今、準備をしているところです。

先ほど、大事なのはスピード感だと申しあげました。平成十六年度までに不良債権問題の正常化を図るという、小泉内閣としての方針がありますので、機構による債権の買い取りは、平成十五年、十六年という二年程度の期間に、短期かつ集中的に実施したいと考えております。

それから、機構そのものの存続期間については、原則五年とします。これは、先ほど申しあげたスピードにも関係します。何十年もかけて再生をするということではないという意味でも、機構が塩漬け機関にならないという意味でも、五年以内に整理をしてしまおうということです。そのためには期間の設定が必要であろうと考えています。

そして、最終的に五年経過したときに、原則として解散をするわけです。そして最終的な国民負担については最小限となるように努めなければならない。

透明かつ客観的な基準を設定

では、国民負担が最小限になるためにはどうしたらいいかということです。そのためには、債権買い取り価格が適正でなければ、なかなかうまくいかない。それが一つのかぎであります。そこで、債権買い取りの適正性をどうやって担保するかですが、「産業再生委員会」の設置と、買い取り基準を設定するという、二つの手段で担保したいと考えているわけです。

そこでまず、産業再生委員会です。再生機構は、客觀性、透明性を担保するための基準に基づいて債権の買い取りを行うわけです。ですので、先ほど申しあげてあるような企業再生、そして産業再生、双方の觀点から、再建計画や買い取り価格の適正性を一體なものとして総合的に判断しなければならない。

そのためには、機構内部に有識者と申しますか、再建の実務経験を豊富に持つておられる方からなる産業再生委員会を設けたい、と考えております。機構は、この委員会の決定なしに、債権の買い取りや処分を行うことはできない。こういう仕組みにしようかと思っていま

す。委員会は、あくまで債権の買い取りに際して、再建計画や、買い取り価格が適正であるかどうかを総合的に判断するところです。したがつて、どこの会社は黒で、どこの会社は白だというような、二者択一の判断を、買

取りの入口で機械的に行つていくものではありません。

「産業再生機構あるいは産業再生委員会は闇魔（えんま）大王だ」というようなことがよくいわれます。けれども、これは適切な例えだとは思つておりません。むしろ、委員会の判断が妥当かどうかは、最終的には、再建計画が進んでいくつて、そして何年かたつて、

立て直した企業に対して、株式市場やマーケットがどう判断するかということで評価されるのだろうと、私は思っています。

そういう意味でも、買い取りの段階で出口を意識することが大事です。そのときの企業価値はどうなのかを意識して問題を判断していくことが極めて重要であると考えております。

その意味では、決して再生機構や産業再生委員会があるは担当大臣の私が闇魔大王ではない。闇魔大王は、結局はマーケットなのだ、と私は考えております。

そこで、生産性向上基準について申しあげます。この基準を満たすためには、今、産業再生法の改正案では、三点を明記する予定で作業をしています。まず、自己資本利益率。いわゆるR.O.Eです。これが出口のところで二%ポイント以上向上するということ。二つめは、有形固定資産回転率が五%以上向上すること。三つ目は、従業員一人当たり付加価値額が六%以上向上すること。この三点ですが、そのいずれかを満たすことが生産性向上基準として必要である、ということになっています。

ところで、この三つの要件を満たすためには、何をどうすればいいのか、それが問題になります。そこで、まず第一に、有利子負債のキャッシュフローに対する比率が十倍以内であること。次に、経常収入が経常支出を上回ること。この双方の要件を満たすことが必要であるとされています。

こういう二つの生産性向上基準と財務健全化基準を満たすことが、我々が出ていくため

いうことが必要になるわけです。

そこで、今、抜本改正を準備している産業再生法では、生産性向上基準と財務健全化基準を入れております。再生計画の終了時点において、生産性向上基準と財務健全化基準を満たしていることを、機構が乗り出して債権を買い取っていくことの、一つの要件とすると考えております。

再建可能な企業を羽ばたかせたい

いろいろ基準を申しあげてまいりました。

しかし仮に、いま申しあげたような基準を満たさない場合であっても、委員会が合理的と認められるような、特段な事情があると判断する場合には、弾力的に適用できることが必要です。硬直的な制度にはしないことが大切ではないかと思つております。

例えば、中小企業の場合には、業種や経営形態が多種多様ですので、あまり画一的にやついくと対応できないということで、弾力性も必要なのではないかと思ひます。

しかしもう一つ、再生機構は、実際に債権を買い取る場合、最終的には、当該債権を処分していかなければならないという立場にありますから、その面からの基準も必要です。このために、対象企業の清算価値よりも回収価値が多いと見込まれること、それから、再

生計画の終了時点で、新しい再生スponサーが関与していくといったようなことで、この企業のいわゆる資金調達が可能な条件が出てくる。その結果、機構が持った債権も最終的に処分していくことが可能となる蓋然性が高い、こういうことでなければなかなか買い取れない。こういう要件も機構としては必要であると思っております。

機構の活動の成否のかぎは、この点をうまく実施できるかどうかということにかかっています。

いろいろ申し上げましたが、私が強調したいことは、スピード感を持って、使えるものにしていきたいということです。私は、この仕事につきまして、短い期間ですが、司法試験を受けたときから、こんなに勉強したことはないのではないかと思うぐらい、いろんな方の話をうかがって、何とかよいものをつくりたいと、私なりに努力をしてまいりました。

その結果、つくづく感じますのは、日本の企業や経営資源は、そんなに悲観することもないのではないかということです。もちろん、かつての右肩上がりの時代から、今のような、世界中デフレになるような時代になつて、経営環境、経済環境も大きく異なつております。右肩上がり時代の惰性を引きずつ

て、過剰な債務を抱えていたものが、今、泥沼になつて、それに足をとられて、進めないという企業はたくさんあります。

しかし、そういう企業であつても、そこにキラッと光る技術開発力とか、優秀な労働力というものを持つていて。そういうところはたくさんあります。そういうくびきから、泥沼から引き離すことができれば、有効な経営資源がもう一回羽ばたくことは十分可能なではないかと思つております。もちろん、私が担当する再生機構だけでそういうことが全部できるとは思いません。けれども、そういう可能性を生かす大きな役割を少しでも果たせればと思つております。

(司会 羽生健二委員)
文責＝長谷川

◇「二〇〇三年経済見通し」研究会（二〇〇三年一月十五日）

厳しさ増す倒産の実情

熊谷 勝行
帝国データバンク情報部長



デフレと不況が続く中、昨年の倒産は一万九四五八件で戦後二番目の記録を更新した。熊谷氏は、最近の倒産の特徴として①上場企業の増加②老舗企業の増加③「不況型倒産」の増加④増大する負債額の四点をあげ、件数以上に深刻な実態を語った。その上で、この高水準の倒産もまだ序の口との覚悟が必要だとし、倒産予備軍と見られる企業は一〇万から三〇万社あるのではなかいか、とぞつとする予測も。

正月休みがあけて会社に出てきたら、いきなり、埼玉県の地場の大手ゼネコンで、松栄建設というグループが倒産というニュースが飛び込んできました。グループ全体の負債が一八〇〇億円でした。年明け早々いきなり、一〇〇〇億円を超える倒産が出たわけです。

また、きのう（一月十四日）はきのうで、中堅の住宅メーカーの太平住宅が民事再生法を申請し、宝船という家具の小売業者が倒産しました。やはり倒産は相当増えていくだろうし、ちょっと抑えがきかなくなるのでは、

と感じています。こうした倒産の現状についてお話しします。数字の話が中心になるので、資料をあわせてご覧ください。

三年連続で一万九〇〇〇件を超える倒産

間は、この数年では非常に珍しく、月間の倒産が非常に少ない時期でした。これにはいくつか理由がありますが、一番大きな理由は貸し渋り対策だと思います。九八年は、貸し渉りが猛威を奮いました。その対策として、九八年十月から信用保証協会を使った特別保証制度というのがスタートしました。

「貸し渋りにあつてます」と手を挙げれば、信用保証協会が保証して、五〇〇〇万円までの無担保無保証で銀行から金が出たという制度です。これは大変悪用されました。銀行も悪用したし、企業も悪用したということで、国会などで問題になりました。この制度が二〇兆円の枠で九八年十月にスタートして、十一月から倒産は急減している。

これは当たり前ですね。手形決済に行き詰まつた企業が、五〇〇〇万円までの金を即座に手に入れることができるわけです。中小企業などは、一〇〇〇万円でも入れば生き延びることができます。これが大きな理由だと思います。

それからもう一つは、九八年三月と九九年三月に、大手銀行を中心に公的資金が注入され、少しは貸し渋りが和らいだということもあります。また、ゼネコンを中心とした大手企業に対

する、債権放棄による延命策もありました。

飛島建設、佐藤工業、青木建設などさまざま
な企業が債権放棄を受けて、再建に取り組み
ました。これが、下請けの倒産を抑制する効
果を上げたのではないかと思います。

そのほか、小渕内閣で史上最大の景気刺激
策が二回にわたって打たれたことや、ITバ
ブルで輸出が好調だったことなどさまざまな
理由があつて、倒産が鎮静化したわけです。
しかし、九八年暮れから九九年初めの急激な
減り方を見ると、やはり信用保証協会の効果
が絶大だつたと思います。

しかし、すでにこの当時からいわれたこと
ですが、信用保証協会の特別保証というの
は、まさにモラルハザードを引き起こして、
問題を先送りするだけだつたわけです。私
も、これは天下の悪政だ、けじめのない政策
であるといつていきました。結局、この制度は
途中で一〇兆円枠を追加され三〇兆円の枠に
なつて、二〇〇一年の三月まで二年半続きま
した。にもかかわらず、九九年三月から倒産
は再び増加し、現在に至るわけです。

以下の表で倒産件数を見てください。九八
年は一万九一七一件。これはこの当時で戦後
二番目の数字です。九九年は二割ほど減つて
一万五四六〇件と、比較的落ちついた一年で
した。それが二〇〇〇年には一万九〇七一件

と再び一万九〇〇〇件台にのつた。〇一年は
一万九四四一件で、九八年の戦後二番目をさ
らに塗りかえた。〇二年はまだ十二月の数字
が出ていませんが、十一月までで一万七九〇
一件ですから、一万九〇〇〇件を超える、また
戦後二番目を更新することは間違いない。

(編集部注)〇二年十二月は一五五七件で、
通年で一万九四五八件となり、戦後二番目を
更新)

九八年の金融不安を中心とした倒産激発に
対し、先ほど説明しましたように、いろんな
手を打ったわけです。しかいま、その効果
はほとんどなくなつていて、あるいはツケが
回つているというのが現状です。実態が悪い
状況で資金繰りだけを手当しても、やっぱり
りだめな企業はつぶれていく。むしろモラル
ハザードを引き起こして、借金漬けになつて
つぶれていくのが実態なわけです。こうした
ことが最近の倒産件数に見られる動きです。

今の水準はまだ序の口

資料②(13ページ)を見ながら、少しさかの
ぼった話をします。

二〇〇二年は恐らく戦後二番目の倒産件
数、と申しあげましたが、一番目はいつだっ
たのか。折れ線グラフの太い点線を見てくだ
さい。八四年に二万八四一件。これが戦後最
悪の数字です。二万件を超えたのは後にも先
にもこの年だけです。

このときには、大沢商会、リッカー、マミ
ヤ光機、アイデン、東京菱和自動車という、
上場会社五社が倒産しました。

その後、プラザ合意で円高不況に入った後
バブルが発生して倒産が急減している、とい
うのがその線の形です。倒産件数で見たバブ
ルのピークは九〇年、六四六八件まで減りま
した。そしてバブルが崩壊すると、文字どお
りV字型に倒産が増え、六〇〇〇件台から、
九二年には一万四〇〇〇件台までいった。

バブル崩壊後は、九二年でいつたん頭を打
つて、九六年まではほぼ横ばいでした。これ
はバブル崩壊のあまりの大きさにびっくりし
て、あわてて倒産を抑える動きが出てきたの
だろうと思っています。これが不良債権処理
の先送りともいわれているわけです。

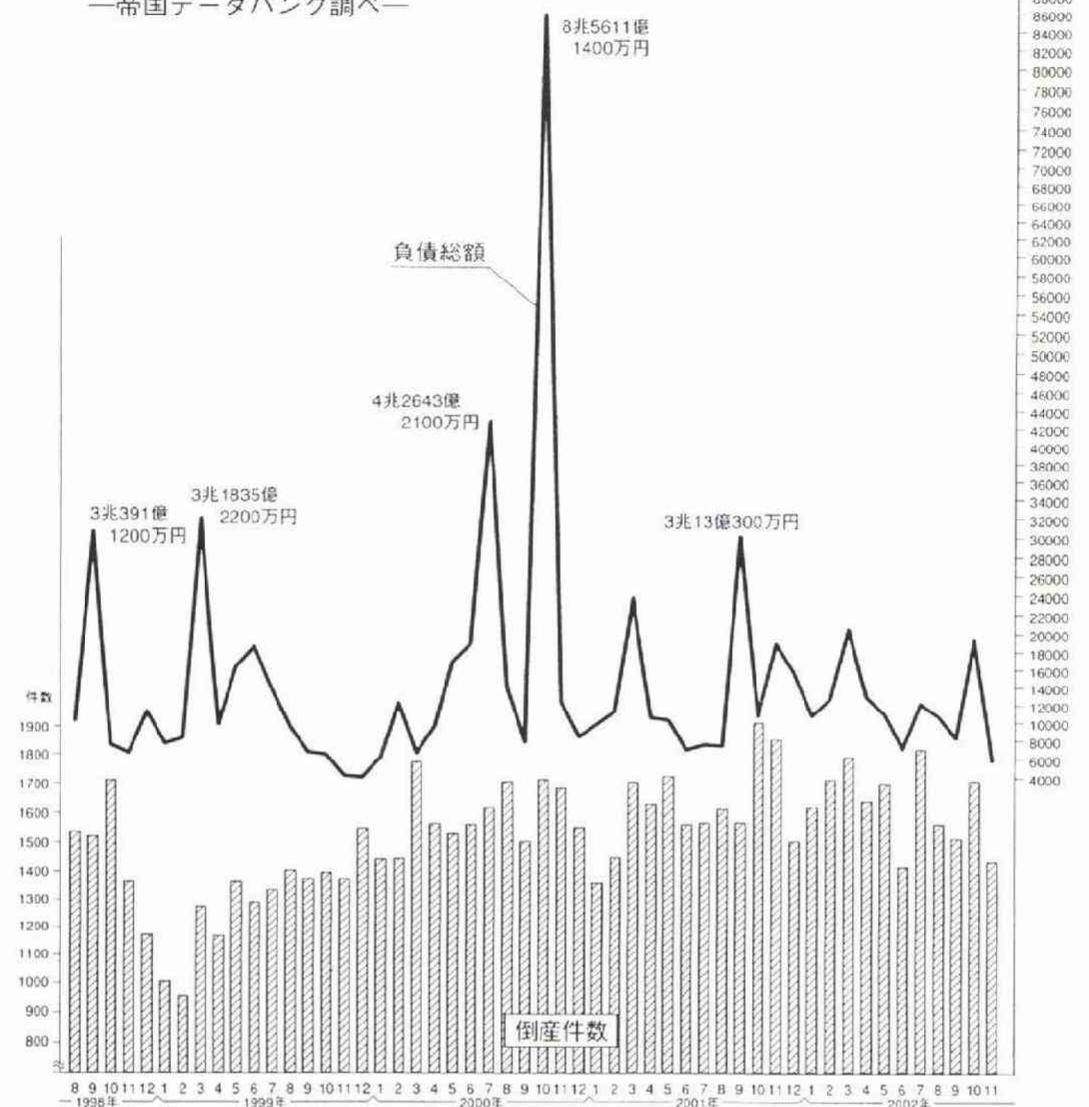
バブル期には、あまりにも倒産が減り過ぎ
た。そしてバブルの後遺症を引きずつて、い
まだに倒産が増え続けている。この二〇〇年間
の日本経済を倒産から見ても、まさにバブル
とバブル崩壊で彩られていることがわかりま
す。

現在、これほどの厳しい状況下であつても
二万件にはなかなか行かない。二〇〇一年か

件数・負債の推移(月別)

(1998年8月～2002年11月)
—帝国データバンク調べ—

資料①



月別	1998年(平成10年)		1999年(平成11年)		2000年(平成12年)		2001年(平成13年)		2002年(平成14年)		月別
	件数	負債総額(百万円)									
1	1,502	684,875	1,003	752,267	1,441	603,950	1,358	969,646	1,620	1,067,286	1
2	1,583	1,042,969	955	813,366	1,443	1,207,300	1,448	1,115,333	1,712	1,271,370	2
3	1,816	2,220,512	1,269	3,183,522	1,770	646,792	1,703	2,366,845	1,788	2,041,079	3
4	1,740	841,152	1,166	965,714	1,562	945,939	1,631	1,048,021	1,641	1,276,528	4
5	1,791	780,608	1,360	1,614,144	1,528	1,676,353	1,724	1,021,494	1,696	1,084,623	5
6	1,741	1,363,216	1,287	1,840,776	1,560	1,874,594	1,563	690,727	1,415	703,105	6
7	1,710	906,192	1,332	1,354,921	1,617	4,264,321	1,567	747,015	1,814	1,203,517	7
8	1,534	1,006,295	1,402	935,337	1,704	1,378,365	1,612	735,451	1,562	1,059,220	8
9	1,518	3,039,112	1,372	658,503	1,502	774,187	1,568	3,001,303	1,514	817,941	9
10	1,707	739,273	1,395	632,584	1,711	8,561,114	1,911	1,071,014	1,706	1,926,966	10
11	1,360	649,717	1,372	408,551	1,683	1,222,614	1,851	1,882,063	1,433	575,679	11
12	1,169	1,107,303	1,547	392,527	1,550	831,895	1,505	1,564,073			12
合計	19,171	14,381,224	15,460	13,552,212	19,071	23,987,424	19,441	16,212,985	17,901	13,027,314	合計

ら、戦後二番目を更新し続けているけれども、戦後最悪を超えてはいないので。一九年前には企業数も現在よりはもつと少なかつたでしょう。にもかかわらず、いま、それを超えないのはおかしいぞ、というのが私の実感です。決して倒産が増えることを喜んでいるわけではないのですが、しかし、増えないのはおかしいといわざるを得ない。

グラフに倒産率を表示しています（倒産件数を表す点線のすぐ下の実線）。これは個人経営を除いた法人企業数の倒産率で、分子に企業数、分子に法人企業の倒産件数を置いています。これが八四年のころは〇・九%台でした。現在は〇・六%台にとどまっている。これは実態の厳しさから考えて、まだまだ低い。ですから、過去から見ると倒産は高水準ですが、これから先を見通したときには、今の水準はまだほんの序の口、という覚悟をしなければいけないと思うのです。

上場、老舗企業の倒産が増加

実態の悪さというのは、経済のいろんなマクロ指標が示しているわけですが、いま起っている倒産の中身から、厳しさを感じさせる点を説明したいと思います。ポイントは四つあります。一つ目は、上場

会社の倒産が増えていることです。二〇〇二年は二九社発生しました。これは過去最悪の数字なのです。資料③(14ページ)に、その上場会社のデータをまとめてあります。「上場企業の倒産推移」を見てください。九七年は一四社でした。九八年以降一〇社、七社、一二社と来て、〇一年が一四社だったわけです。これでも高水準ではあつたのですが〇二年にになると、いきなり二九社。これはもう、上場していること自体がリスクであるという感じさえ受ける事態です。

過去最高の倒産件数が出た八四年は、上場会社の倒産は五社でした。たった五社の上場企業に対して、二万を超える中小企業が倒産したわけです。この比率を考えると、〇二年は二九社倒産しているのだから、全体の件数が一万九〇〇〇件台というのはおかしいといわざるを得ない。

二九社のリストを見ると、よく取り沙汰される建設会社は九社入っています。確かに多いのですが、それより目立つのが製造業と流通です。これは、バブル崩壊から十年以上たつ中で、倒産の様相が変わってきたことを感じさせる動きです。数の多さもさることながら、業種が広がっていることも押さえておくべき点だと思います。

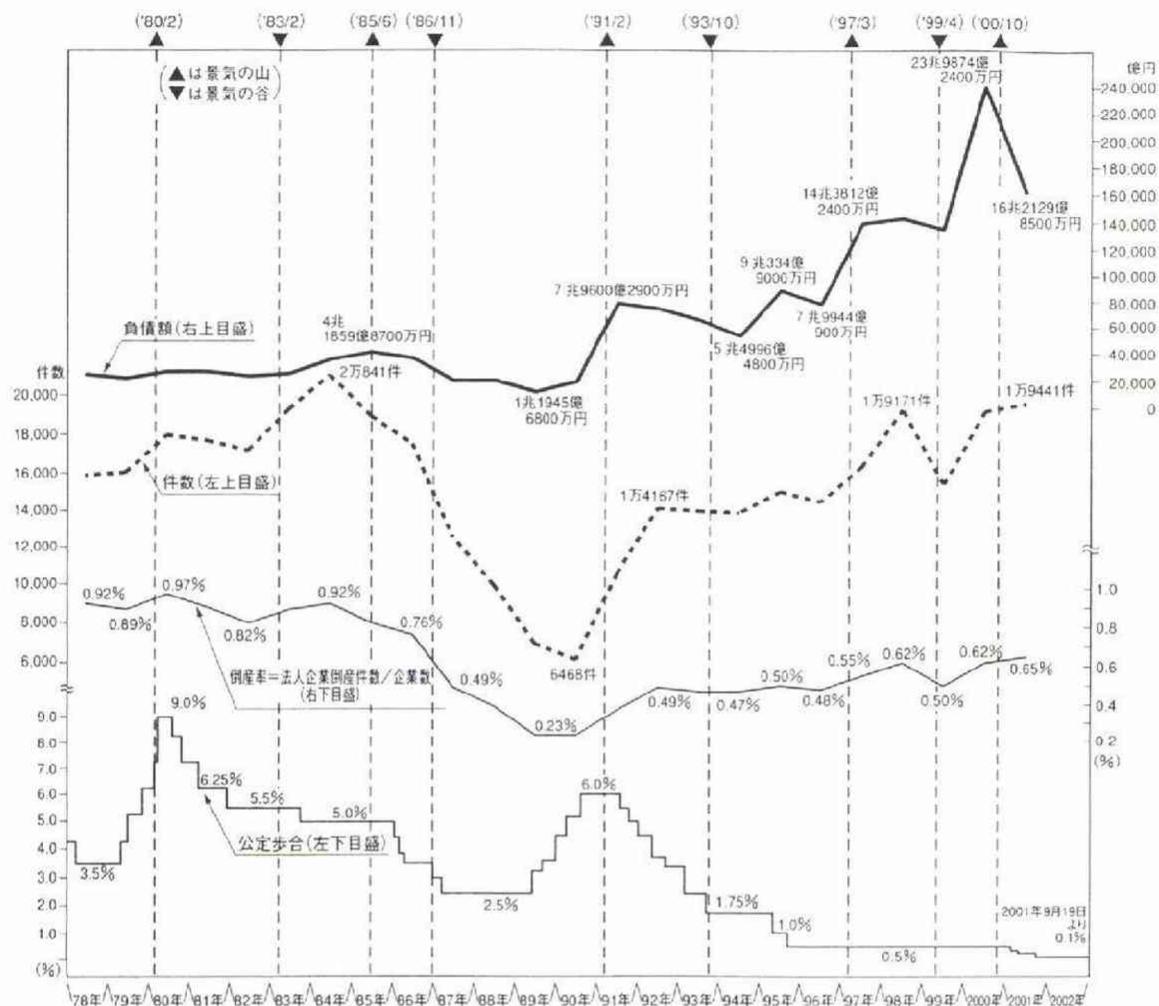
厳しさを感じさせる二点目は、老舗倒産の

多発です。資料④(15ページ)にあるように、業歴三〇年以上の古い会社の倒産が非常に増えている。「老舗倒産」年別推移に、件数と全体の倒産に占める構成比を表示しています。九〇年は七・二%、九一年は六・八%でした。それが九四年には一〇・五%に増えています。そして、九七年には一五・四%、二〇〇〇年には二一・三%。そこから下の月別推移の表になるのですが、〇一年は二四・三%、それから〇二年が二六・九%です。このよう、件数もそうですが構成比も一貫して高まっていているのです。

かつて名を上げた会社、資産を形成した会社が倒産している。これは、成功体験に寄りかかって危機感がないというだけではない。戦後の日本経済はインフレ基調で経済が成長してきた。そのインフレ経済に合った経営体质を築き上げてきた企業が、バブル崩壊後のデフレの中で、体质転換が思うようにいかない。リストラをやって売り上げを落として、借金を返せないまま倒産してしまう。また老舗の中小企業の場合、老舗ゆえに、取引先を助けなければいけないこともある。業界に置かれた地位から、自分の体力も落ちているのに周りを助けようとして自分も倒産する。このように日本の経済成長とともに成長してきた企業がいま、どんどん行き詰まつて

資料②

件数・負債・倒産率の推移（暦年別）



月別	1993年(平成5年)		1994年(平成6年)		1995年(平成7年)		1996年(平成8年)		1997年(平成9年)		月別
	件数	負債総額(百万円)									
1	960	240,348	1,079	424,006	1,042	328,056	1,120	323,767	1,204	717,951	1
2	1,113	443,660	1,030	507,677	1,140	556,290	1,107	840,292	1,216	728,741	2
3	1,340	775,294	1,282	463,624	1,410	1,385,916	1,285	489,756	1,407	1,402,338	3
4	1,154	337,607	1,176	360,737	1,301	845,737	1,159	412,658	1,378	2,615,217	4
5	1,113	661,206	1,194	443,292	1,217	426,421	1,322	362,091	1,303	502,143	5
6	1,140	464,549	1,164	353,255	1,193	321,045	1,127	662,976	1,349	403,882	6
7	1,129	601,327	1,126	358,264	1,131	477,071	1,238	481,226	1,260	1,089,441	7
8	1,192	427,510	1,143	485,831	1,368	818,858	1,115	633,369	1,329	675,418	8
9	1,185	436,457	1,104	568,087	1,339	1,794,548	1,114	328,907	1,287	645,427	9
10	1,258	418,570	1,226	845,009	1,376	677,158	1,341	1,368,432	1,614	476,902	10
11	1,176	1,032,065	1,195	398,774	1,257	971,222	1,357	1,435,762	1,425	2,017,463	11
12	1,281	875,630	1,244	291,082	1,312	431,168	1,259	655,173	1,593	2,746,065	12
合計	14,041	6,714,223	13,963	5,499,648	15,086	9,033,490	14,544	7,994,409	16,365	14,020,988	合計

資料③

2002年の上場企業の倒産

倒産年月	企業名	負債額(百万円)	資本金(万円)	業種	所在地	態様	上場
1 2002.1	株ケイビー	20,490	599,005	冷凍食品卸・製造	東京	破産	店頭
2 2002.1	殖産住宅相互㈱	13,500	1,020,494	住宅建築工事	東京	民事再生法	東京1部
3 2002.1	北の家族㈱	11,600	302,263	居酒屋経営	東京	民事再生法	店頭
4 2002.1	イタリヤード㈱	5,800	208,073	婦人・紳士服企画販売	京都	破産	大阪2部
5 2002.2	日本重化工業㈱	141,000	680,000	フェロアロイ製造	東京	更生法	東京・大阪・名古屋1部
6 2002.2	そうご電器㈱	30,600	316,483	家電小売	北海道	民事再生法	札幌
7 2002.2	イズミ工業㈱	30,581	411,700	自動車用ピストン製造	埼玉	民事再生法	店頭
8 2002.2	ナカミチ㈱	20,000	2,503,868	オーディオ機器製造	東京	民事再生法	東京2部
9 2002.3	佐藤工業㈱	449,900	1,937,888	総合建設業	東京	更生法	東京・大阪・名古屋1部
10 2002.3	ファーストクレジット㈱	260,539	2,701,525	不動産担保融資、不動産売買	東京	更生法	店頭
11 2002.3	日産建設㈱	114,657	1,026,703	総合建設業	東京	更生法	東京1部
12 2002.3	イセキ開発工機㈱	8,800	96,992	下水道工事関連機器、製造販売	東京	民事再生法	店頭
13 2002.4	株ニコニコ堂	97,500	266,250	スーパーマーケット経営	熊本	民事再生法	大阪2部、福岡
14 2002.4	第一家庭電器㈱	33,900	1,940,164	家電小売	東京	民事再生法	東京1部
15 2002.4	段谷産業㈱	31,848	482,276	総合住宅資材製造	福岡	破産	東京・大阪1部、福岡
16 2002.4	宝幸水産㈱	28,700	300,000	水産品・加工食品卸	東京	更生法	東京・大阪1部
17 2002.4	京神倉庫㈱	23,300	211,000	倉庫、運送業	京都	更生法	大阪2部
18 2002.4	北部通信工業㈱	6,486	126,389	電子機器製造・販売	福島	更生法	店頭
19 2002.5	日本加工製紙㈱	69,386	1,152,290	製紙メーカー	東京	破産	東京1部
20 2002.6	株藤木工務店	63,100	469,641	総合建設業	大阪	民事再生法	大阪2部
21 2002.6	ハクスイティック㈱	32,400	84,400	化学工業薬品販売	大阪	民事再生法	店頭
22 2002.6	住倉工業㈱	1,800	576,967	金属加工機械等製造、電子決済サービス	東京	破産	東京・大阪2部
23 2002.7	大日本土木㈱	271,210	1,458,952	総合建設業	岐阜	民事再生法	東京・大阪・名古屋1部
24 2002.7	株テザック	39,800	368,123	合織ロープメーカー	大阪	更生法	東京・大阪・名古屋1部
25 2002.8	日立精機㈱	50,400	506,000	工作機械製造	千葉	民事再生法	東京・大阪・名古屋1部
26 2002.10	ニッセキハウス工業㈱	17,513	1,867,453	鉄骨プレハブ製造、建築工事	東京	民事再生法	東京・大阪1部
27 2002.10	壽工業㈱	18,600	168,950	建材製造販売	東京	民事再生法	大阪2部
28 2002.10	株フーズネット	6,825	51,850	回転寿司店経営	京都	民事再生法	大阪2部
29 2002.11	古久根建設㈱	42,974	274,234	総合建設業	東京	民事再生法	東京1部

上場企業の倒産推移

	64年	65年	66年	67年	68年	69年	70年	71年	72年	73年	74年
各1部証券取引所上場	1	2	0	0	2	0	1	3	0	0	1
各2部、札幌証券取引所上場	4	9	4	1	4	1	5	2	2	1	3
合計	5	11	4	1	6	1	6	5	2	1	4
	75年	76年	77年	78年	79年	80年	81年	82年	83年	84年	85年
各1部証券取引所上場	1	0	0	1	(1)	0	0	1	0	2	1
各2部、札幌証券取引所上場	3	2	4	1	1	2	2	1	1	3	0
合計	4	2	4	2	2	2	2	2	1	5	1
	86年	87年	88年	89年	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年
各1部証券取引所上場	(1)	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0
各2部、札幌証券取引所上場	2	0	0	0	0	0	2	0	0	2	1
店頭	0	0	0	0	0	1	2	3	2	4	2
合計	3	0	0	0	0	1	4	5	2	6	3
	97年	98年	99年	2000年	2001年	2002年					
各1部証券取引所上場	8	4(1)	2	8	8(1)	13					
各2部、札幌証券取引所上場	2	2	3	4	4	9					
店頭	4	3	2	0	1	7					
合計	14	10	7	12	14	29					

() 内は東証以外の1部上場企業

資料④

「老舗倒産」年別推移

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
件数	463	728	1,150	1,296	1,463	1,875	2,002	2,524	3,449	2,975	4,071
構成比(%)	7.2	6.8	8.1	9.2	10.5	12.4	13.8	15.4	18.0	19.2	21.3

業歴	企業倒産年齢月別推移											合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
3年未満	38	39	47	48	45	41	44	37	46	50	47	40 522
	2.8	2.7	2.8	2.9	2.6	2.6	2.8	2.3	2.9	2.6	2.5	2.7 2.7
3~5年未満	59	64	71	71	80	63	62	77	59	79	70	49 804
	4.3	4.4	4.2	4.4	4.6	4.0	4.0	4.8	3.8	4.1	3.8	3.3 4.1
5~10年未満	226	213	212	215	241	210	225	189	208	238	247	179 2,603
	16.6	14.7	12.4	13.2	14.0	13.4	14.4	11.7	13.3	12.5	13.3	11.9 13.4
10~15年未満	281	271	340	302	347	331	306	334	266	410	398	322 3,908
	20.7	18.7	20.0	18.5	20.1	21.2	19.5	20.7	17.0	21.5	21.5	21.4 20.1
15~20年未満	185	179	222	232	231	220	207	230	217	283	233	210 2,649
	13.6	12.4	13.0	14.2	13.4	14.1	13.2	14.3	13.8	14.8	12.6	14.0 13.6
20~30年未満	270	310	399	361	386	333	340	346	350	395	398	350 4,238
	19.9	21.4	23.4	22.1	22.4	21.3	21.7	21.5	22.3	20.7	21.5	23.3 21.8
30年以上	299	372	412	402	394	365	383	399	422	456	458	355 4,717
	22.0	25.7	24.2	24.6	22.9	23.4	24.4	24.8	26.9	23.9	24.7	23.6 24.3
合計	1,358	1,448	1,703	1,631	1,724	1,563	1,567	1,612	1,568	1,911	1,851	1,505 19,441
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 100.0

業歴	企業倒産年齢月別推移											合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
3年未満	38	42	46	49	44	54	40	27	32	50	30	452
	2.3	2.5	2.6	3.0	2.6	3.8	2.2	1.7	2.1	2.9	2.1	2.5
3~5年未満	58	64	72	66	56	48	65	58	64	68	60	679
	3.6	3.7	4.0	4.0	3.3	3.4	3.6	3.7	4.2	4.0	4.2	3.8
5~10年未満	223	199	226	209	212	174	223	203	167	199	178	2,213
	13.8	11.6	12.6	12.7	12.5	12.3	12.3	13.0	11.0	11.7	12.4	12.4
10~15年未満	295	318	345	278	357	259	368	316	252	311	277	3,376
	18.2	18.6	19.3	16.9	21.0	18.3	20.3	20.2	16.6	18.2	19.3	18.9
15~20年未満	217	221	246	215	219	192	221	232	198	244	190	2,395
	13.4	12.9	13.8	13.1	12.9	13.6	12.2	14.9	13.1	14.3	13.3	13.4
20~30年未満	369	393	355	384	344	333	415	325	361	364	333	3,976
	22.8	23.0	19.9	23.4	20.3	23.5	22.9	20.8	23.8	21.3	23.2	22.2
30年以上	420	475	498	440	464	355	482	401	440	470	365	4,810
	25.9	27.7	27.9	26.8	27.4	25.1	26.6	25.7	29.1	27.5	25.5	26.9
合計	1,620	1,712	1,788	1,641	1,696	1,415	1,814	1,562	1,514	1,706	1,433	17,901
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

不況型倒産年別推移

年	82年	83年	84年	85年	86年	87年	88年	89年	90年	91年
	件数	9,742	11,321	12,817	10,648	9,891	7,315	5,477	2,936	2,154
構成比	56.9%	59.1%	61.5%	56.6%	56.6%	57.8%	54.1%	40.6%	33.3%	37.6%
年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	2000年	2001年
件数	6,833	8,534	8,799	9,305	9,095	10,748	13,572	11,128	14,372	14,687
構成比	48.2%	60.8%	63.0%	61.7%	62.5%	65.7%	70.8%	72.0%	75.4%	75.5%

不況型倒産

月	2000年		2001年		2002年	
	件数(構成比%)	負債総額(百万円)	件数(構成比%)	負債総額(百万円)	件数(構成比%)	負債総額(百万円)
1	1,051(72.9)	373,020	967(71.2)	413,825	1,247(77.0)	674,504
2	1,083(75.1)	916,775	1,063(73.4)	770,911	1,290(75.4)	918,049
3	1,342(75.8)	418,825	1,262(74.1)	1,670,853	1,348(75.4)	936,426
4	1,151(73.7)	737,548	1,200(73.6)	438,934	1,223(74.5)	754,593
5	1,135(74.3)	1,397,383	1,326(76.9)	461,602	1,310(77.2)	759,972
6	1,160(74.4)	1,630,606	1,200(76.8)	490,607	1,079(76.3)	550,963
7	1,238(76.6)	3,470,034	1,223(78.0)	424,396	1,376(75.9)	805,534
8	1,289(75.6)	1,268,086	1,256(77.9)	408,562	1,205(77.1)	420,803
9	1,151(76.6)	327,091	1,190(75.9)	535,821	1,170(77.3)	482,553
10	1,325(77.4)	8,047,904	1,452(76.0)	548,549	1,293(75.8)	791,386
11	1,313(78.0)	965,188	1,419(76.7)	1,088,802	1,127(78.6)	355,069
12	1,134(73.2)	436,630	1,129(75.0)	998,597		
合計	14,372(75.4)	19,989,020	14,687(75.5)	8,251,459	13,668(76.4)	7,449,852

いることが、データから見えてきます。

極論ですが、もしかしたらこの数字は、日本経済の屋台骨を支えてきた企業がヨタヨタして倒れていくという傾向を示しているのかかもしれない。地域、業界、あるいは日本経済全体を支えてきた企業が、右往左往しながら倒産に向かっているように感じるのです。これが厳しさをあらわす二つ目のデータです。

売り上げ激減が倒産を後押し

三つ目は原因別の特徴で、私どもが「不況型倒産」と呼んでいるものです（資料④）。要するに、不況で売り上げが落ち込んで赤字が続く。かつてはそう大きくなかったはずの債務が、あまりにも落ち込みが大きいので過剰債務になってしまいます。それで銀行から支援を打ち切られて倒産するというパターンです。

「不況型倒産年別推移」の表を見てください。

九〇年には三三・三%だったのが一貫して増え続けています。七〇%を超え、八割に近づいてきているのです。

かつては、放漫経営や経営計画で失敗とつた、内部要因で倒産する企業が目立った時期もありました。そのころは、倒産というのは個別的な事件だったわけです。「ああ、あの社長がずつこけたんだ」で片付いていた。

それがいまや、倒産は個別的な事件ではなくなってきてる。資産デフレ、物価下落、あるいは消費の冷え込み、設備投資の減少などで業績悪化、リストラが追いつかずして倒れていく。もう個別の経営ではどうするともできない問題を突きつけられて、倒産に追いやりていくのです。

現に、いま存続している企業も、ほとんどが売り上げを落としています。ユニクロなど一時は非常に元気のよかつた企業も、売り上げがダウントし始めてる。もしかしたら、いま生きている企業も、時間差で生きているだけなのかもしれないです。売り上げがどんどん落ちて、いつかは倒産に行き着くレールを走っているとしか思えない企業が非常に多い。デフレは放置できない問題だということはよくいわれますが、確かにそうだなと感じています。

もちろん、不況型倒産というのは昔もありました。しかし、いまは売り上げの落ち込み方が尋常ではないのです。数年間で半分、あるいは三分の一になるという極端な落ち込み方をするわけです。

例えばきのう倒産した太平住宅は、売り上げのピークが九〇年十一月の決算で一二〇一億円でした。ところが倒産直前の決算での売り上げは、なんと二一一億円しかない。十年

ちょっとの間に、五分の一以下になってしまつた。このように、数字を見ただけで愕然としてしまうのが、いまの不況型倒産の際立った特徴です。

増え続ける大型倒産

四つ目はやや観点が変わつて、負債の動きです。資料②の上の折れ線グラフをご覧ください。一番上の太い実線で表示しているのが毎年の負債総額の動きです。八四年の年間負債総額は、四兆一八五九億円でした。バブルが崩壊するまで、この年が一番負債が多くつた。それがバブルが崩壊すると、九二年に七兆九六〇〇億円と膨らんだ。しかしそれでも、九六年までは一〇兆円を超えることはなかつたのですね。ところが九七年、一気に一四兆円。その後九九年までほぼ横ばいですが、二〇〇〇年にはなんと二三兆九八七四億円を記録しています。バブル崩壊から十数年たつても、だんだん負債が大きくなっています。〇一年が一六兆、〇二年がおそらく一四兆円ぐらいですから、〇〇年の二三兆をピークにやや下り坂になつてはいます。しかし、依然として巨額の負債が出続けている。

当たり前ですが、これは大きな会社が倒産するようになつてきているという事実を示し

ているわけです。件数の増加よりも、負債の増加が大きい。つまり負債が大きい企業、大型企業が倒産するようになりつつある。

例えば、九七年九月にヤオハンジャパンが倒産しました。このときの負債総額は一六〇〇億円です。その後、〇〇年二月に倒産した長崎屋は、負債が三〇三九億円でした。同じ年の七月のそごうは、グループを含めて三兆円を超えた。〇一年九月のマイカルは、グループで二兆円でした。このように流通の主立った四つを並べただけでも、どんどん額が大きくなっています。

ゼネコンの場合は、一日ではそんなに大きくなっていることはわかりません。九三年十一月、戦後初のゼネコンの倒産となつた村本建設の負債が五九〇〇億円でした。その後、九七年七月の東海興業が五一一〇億円、九八年の日本国土開発が四〇六七億円。しばらくたつて〇一年十二月の青木建設が三九〇〇億円、〇二年三月の佐藤工業が四四九九億円となっています。これを見るかぎりでは、むしろ五〇〇〇億円を下回り始めているという印象を受けると思います。実はここにみそがあるわけです。

青木建設が債権放棄する前に倒産していたなら、負債総額は八〇〇〇億円だつたのです。同様に佐藤工業も一兆円の倒産でした。

それだけの規模の有利子負債があつたわけです。それが債権放棄や資産処分で、借金を減らして減らして四〇〇〇億円まで持つてきました。そうなれば銀行の体力の範囲内、ということで倒産。つまり、時間をかけて負債額を小さくしただけであつて、銀行が受ける損失負担が大きくなつてることは間違いない。

ノンバンクでもやはり同じことがいえます。最初にノンバンクらしいノンバンクが倒産したのは九一年四月、静岡信用金庫の子会社の静信リースでした。このときの負債総額は二五六〇億円でした。それから九三年十二月に、拓銀関係のノンバンクで、イージーキャピタルアンドコンサルタンツという会社が倒産したときが三二〇〇億円。九四年十月には、住友信託銀行がメーンバンクだった日本モーゲージが五一八〇億円の負債で倒産します。ついに一兆円倒産が出たのが、九六年十一月の日栄ファイナンスです。その後も負債額は大きくなり続けます。九七年四月には、日債銀の子会社であるクラウンリーシングが一兆一八七〇億円で倒産する。九八年九月に長銀の子会社の日本リースが、なんと二兆一八〇〇億円の負債で倒産しました。

とうとうノンバンクではない金融機関として千代田生命、協栄生命が二〇〇〇年の十月に倒産しました。負債総額は千代田生命が約三兆円、協栄生命が四兆五〇〇〇億円で、これは現在のところ戦後最大の倒産です。また、東京生命が一兆円ぐらいで倒産しています。

このように、ノンバンクしかし、流通しかり、ゼネコンしかし、だんだん大きな会社が倒産してきています。負け組企業がどんどん増えているといえるかもしれません。

意外に少い連鎖倒産

しかし、そういう状況でありながら、倒産件数は一万九〇〇〇件どまりになつていて、これはなぜでしょうか。

いろんな要因が考えられるのですが、一つは、手形取引の激減です。手形取引は長期的な傾向として減つてはいるのですが、ここにきて急激に減つていて、一九八四年ごろの手形交換枚数は年間で四億枚を超えていたのですが、去年はその半分、二億枚ぐらいです。

では、なぜ手形取引が減つてているのか。経理の合理化などいろいろあるのですが、最近の減り方の内容を見ると、もう手形取引は怖くてできない、ということだと思います。売上上げが落ちるよりも、焦げつく方がダメージが大きい。だから取引先に現金を増やしてくれるようにならなければなりません。

このように、信用収縮による手形取引の減

少というのが最近の大きな傾向としてある。それを受けて倒産が減っている側面があると思います。

もう一つ、これも手形取引が減っていることの影響といえるのですが、連鎖倒産が少なくなっています。佐藤工業が倒産したら何千という取引先がバタバタいくのじやないか、だから倒産させるわけにはいかない。ダイエーがつぶれたら社会的な影響が大きい、大変なことになるぞ、というのが一つの脅し文句になっていたわけです。しかし、決してそんなことはない。

例えば、長崎屋が倒産して連鎖倒産が何件起つたか。二〇〇〇年二月の倒産から〇二年の九月までの間で、二一社だけなのです。しかもこれは、グループも含んだ数字です。そういう場合は八六社ですが、これもグループを含めてのことと、取引先に限ると二四社だけです。そのほか、マイカルはグループ、取引先を含めて五七件。壽屋という熊本のスープが倒産しましたが、これは二一社しか連鎖倒産がないのです。

それでも流通は比較的連鎖倒産が多いといえます。ゼネコンなどは、例えば青木建設の連鎖倒産は、グループも含めてたつた一〇件です。佐藤工業は二八件、大日本土木というゼネコンの場合は一六件。製造業の例では、

新潟鐵工所が一七件、昨年倒産した日本重化學工業は一六件でした。日本加工製紙というメーカーが倒産しましたが、連鎖倒産はたつたの九件。これはどういうことでしょうか。

一つは、手形取引の減少など、取引先が警戒した結果であるといえます。もう一つは、倒産した企業の資金繰りを支援する、DIPファイナンスというつなぎ融資が行われるようになつてることです。これは、民事再生法で整理手続き中の会社が事業を継続するための資金を、コマーシャルベースで融資する仕組みです。再建を進めるためには、取引先が取引を続けてくれなければいけない。取引先の連鎖倒産を防がなければいけないわけです。そのため、取引先にいい条件、つまり現金で支払いができるようにする。もちろん、倒産前の債権は焦げついてしまいますが、現金払いを担保することで、連鎖倒産を防ぐわけです。こういうセーフティーネットは張られている。

だから、大き過ぎてつぶせない、ということはないのです。だめな企業は大きくともつぶさなきやいけない、というと怒られるかもしれませんが、今のシステムで、連鎖倒産はこの程度でおさまっているんです。だから、パニックにはならない。

それと、先ほどふれた信用保証協会の特別

保証ですが、この制度を利用した社の倒産がまだ少ないので、貸し渋りにあつた企業が多かつたわりには倒産していない。このことも倒産がまだ少ない理由になるかと思います。

それから、直近の理由として、政府の方針転換があります。マイカル、青木建設、佐藤工業までは、構造改革の一環としてつぶせたというのが小泉さんの言い方でした。それがダイエーの問題になると一転して、影響が大き過ぎる、となつた。これが去年の今ころでした。当時、ダイエーの再建計画とか、フジタの分割による延命・整理という方策などが組まれた。また、大京、オリコなどの金融支援が行われて今日に至つているわけですが、マイカルまでのやり方とすつかり政府の方針が転換したわけです。これも、実態の悪さとくらべて倒産があまり増えていない理由の一つだと思います。

それから、ペイオフが部分的に解禁されたわけですが、普通預金についてはまたさらに二年延期される。このことも倒産が激増しなかつた理由かなと思います。

倒産予備軍は一〇〇～三〇万社

しかし、このままで済まないだろうと思うのです。そこで考えたのが、これから倒産

するかもしれない企業は、いったいどれくらいあるのだろうかということです。倒産予備軍の数はどれほどになるのだろうか。いろいろな材料を集めて考えたところ、出てきたのが一〇万件から三〇万件という数字です。

その一つ目の相撲が先ほどふれた信用保証協会の特別保証に関するデータです。承諾件数が一七二万件だった。そのうち、破綻して銀行に借金が返せなくなつて、信用保証協会が代位弁済した件数が、十一月まで一万余件なんですね。その一万余件のうち、倒産したのが一万五〇〇〇件ぐらい。この、代位弁済件数と倒産件数の比率を一七二万件という承諾件数にあてはめる。つまり、一七二万件からどれくらい倒産が出てくるか考えたわけです。約二四万件という数字が出てくる。これが一点目の推定です。

二点目は、不良債権処理の加速に絡めて考
えてみました。不良債権についてはいろんな
数字が飛び交っていますが、一番大きな数字
としていわれているのが、問題企業向け債権
です。これが金融庁発表の数字で一三五兆円
となっています。そこで、一三五兆円はいつ
たい何社ぶんに当たるのかということを考え
るわけです。そのベースとして使う数字は、
銀行が九二年度から〇一年度までの間に損失
処理した不良債権額です。これは八一兆五〇

○○億円と公表されています。この八一兆五
○○○億円を銀行が損失処理した間に何社倒
産したかというと、約一八万社です。おおざ
っぱに八一兆五○○○億円が一八万社に相当
する数字になる。この比率を一三五兆円に当
てはめると、二九万七○○○社。全部がつぶ
れるわけではないにしても、予備軍としては
これだけの数字が出てくる。

す。というのは、倒産した上場企業の倒産直前の株価は、平均で一〇九円というデータがあるのです。そこで、株価が一〇〇円になると倒産予備軍と考える。その数がもう二〇〇社を超えているのですから、かなりの上場会社の倒産と、それに連なる中小企業の問題が出てくる可能性があるわけです。

このようにいろいろな材料から考えると、まだまだ問題が出てくるのはこれからといわざるを得ないと思います。

そういう矢先に、金融庁が竹中大臣になりました。一方、竹中大臣のハードランディング路線をつぶすという政治的な意図の下で、産業再生機構という極めて政治的な仕組みができるわけです。これがどういう役割を果たすのかが見ものなのですが、私は「制御不能倒産」が発生するのではないかと考えています。銀行がコントロールできなくなつて倒産したことなどがはつきりしているケースを、「制御不能倒産」と呼んでいまして、例としてそごうとか、マイカルのような会社です。

そこには、新生銀行が瑕疵担保条項を使つて、債権を預金保険機構に売り渡した。預金

で、金融再生法による開示債権を使ってみます。これが五一兆四〇〇〇億円です。これを同じように計算すると、一一万五二〇〇社が不良債権企業となります。

また、開示債権とは別にリスク管理債権というとらえ方もありますが、これが五三兆円です。これも同様に計算すると、一一万七〇〇〇社です。このように、一〇万件台から最大三〇万社の間が不良債権から見る倒産予備軍といえると思います。それがここ二、三年のうちに出るとしたら、一万九〇〇〇件なんかでびっくりしている場合ではなくなつてしまふ。一気に出ればまさにパニックです。

そのほか、全法人企業の七割が赤字企業だという国税庁発表のデータなど、さまざまなデータがあります。あるいは上場会社で、株価一〇〇円割れの企業を考えることもできま

急減した。これはもう債権放棄したつて再建は不可能だろうという事態になつた。そこで亀井静香さんが山田社長に電話をして、民事再生法適用となつた。要するに、世間が許さなかつたわけです、国が一個別企業を助けるというのはもつてのほかだという、世間の反発のすさまじきで倒産に追い込まれた。このように、銀行のもくろみが完全に崩れて倒産したという意味で、制御不能倒産と呼んでいます。

マイカルは、第一勧銀がメーンバンクだったのですが、みずほグループになつた富士銀行、興銀がほとんど協力しなかつた。同じ銀行になつたにもかかわらず、マイカルの支援姿勢で明らかに温度差があつたわけです。そして、サブ以下の銀行がどんどん引いていつて、「メーン寄せ」という現象が起こつた。そこで、第一勧銀サイドは会社更生法を考えたわけです。ところがマイカルは民事再生法を選択した。

このようにサブ以下の銀行に対するメーンバンクの力がなくなつたために、メーン寄せが起つた。会社に対しても、銀行の方針を受け入れさせることができなかつた。まさにメーン行がコントロールできなくなつていゐる。銀行の力がそこまで落ちてゐることを如実に物語る事件でした。

産業再生機構は倒産を促進?

こうした事態を見て、小泉さんも方向転換した。ダイエーは生かさなきやいかん、フジタも大京もオリコも：と延命策をどんどん打つていつた。その延長線上に産業再生機構がある。

だから、「金融と産業の一体再生」なんて格好いいふれこみですが、実は、大き過ぎてつぶせないといわれている企業はなんでも助ける、というのがこの背景、意図なのです。しかも竹中大臣の路線に対抗軸として打ち出されたという政治的な性格を持つている。

このように、なんでもかんでも助けようという姿勢が濃厚になつてゐる。ところが、そごうの場合のように、政治が関与して一個別企業を助けようとすると何が起こるか。市場と世論は絶対そういうことは許さない。例えばいま、西武百貨店が注目点になつています。

もう一点、中小企業をらち外に置いていることも問題です。中小企業の倒産が一番大きな問題なわけです。これをらち外にした話である点も懸念材料です。むしろこの問題があまりにも大き過ぎて手をつけられなかつたといふことかもしませんが、そのことがかえつて問題の大きさを表面化させることになると思つてやつたことが逆目に出るという可能性は非常に大きいと私は考えてゐます。

また、産業再生機構には、非常におもしろい特徴があります。まず、事前協議制がある

こと。それから、弁済禁止命令みたいなものが出るのですね。ほかの債権者は債権を回収しちゃいけない、というのが産業再生機構の法律に盛り込まれている。そうすると、これは倒産手続法なのです。会社更生法とも非常に近い。

倒産の定義には六つあるのですが、私は、産業再生機構法は七つ目の倒産法じゃないかと思うのです。というのは、私的整理ガイドラインでまとまらなかつたのが産業再生機構に行くわけですから、これはかなり倒産手続法に近い。それで失敗すれば倒産、というレールも敷かれると思います。ですから、産業再生機構は逆に倒産を促進する役割を果たすのではないかという気がしています。

もう一点、中小企業をらち外に置いていることも問題です。中小企業の倒産が一番大きな問題なわけです。これをらち外にした話である点も懸念材料です。むしろこの問題があまりにも大き過ぎて手をつけられなかつたといふことかもしませんが、そのことがかえつて問題の大きさを表面化させることになると思つてやつたことが逆目に出るという可能性は非常に大きいと私は考えてゐます。

(司会 福沢亜夫委員)
文責=村上